

2010年2月5日

各位

株式会社みずほフィナンシャルグループ

### 米国証券取引委員会宛 Form 6-K の提出について

当社は、現地時間 2010 年 2 月 4 日、米国証券取引委員会 (SEC) に、2009 年 9 月期米国会計基準決算に係る報告書を Form 6-K により提出致しましたので、お知らせ申し上げます。当該 Form 6-K は

当社ホームページ (<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/others.html>) で閲覧・入手することが可能です。

なお、2009 年 9 月期に関し、今回提出した米国会計基準決算と、既の開示済の日本会計基準決算の中間純利益 に影響を与える差異の一部は以下の通りですが、これらは基本的に日米の会計上の取扱いが異なることによるものです。

米国会計基準においては当社株主に帰属する中間純利益を指します。

・ 税効果

米国会計基準では、繰延税金資産の回収可能性を判定する際の将来課税所得の源泉に売却可能有価証券の含み益が含まれているため、当該含み益の増加に伴い繰延税金資産の計上額が増加し損益に影響を与えております。

・ 企業結合

米国会計基準では、日本会計基準におけるのれんの取扱い等が異なるため、2009 年 5 月の旧みずほ証券と新光証券の合併による損益への影響額に差が出ております。

また、本日、東京証券取引所が開設している TDnet 上で、中間決算短信 (米国会計基準) を開示しております。 (<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/us/index.html>)

以上

この「米国証券取引委員会宛 Form 6-K の提出について」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。